

## 住民票の除票等の手数料について

### 1 概要

国は、デジタル手続法改正による住民基本台帳法の一部改正を行い、新たに「住民票の除票および除票記載事項証明書」と「戸籍の附票の除票」が規定された。

これまで、上記証明書については、住民基本台帳法に規定が無かったことから、それぞれ「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」「戸籍の附票の写し」として、交付をしてきた。

本改正を受けて、品川区手数料条例に項目として明記するが、交付の取扱いや手数料額に変更は無い。

「除票」…転出（転籍）や死亡などで、その住所（戸籍）に存在しない方の過去の記録。

### 2 今回、住民基本台帳法で規定された項目と手数料額(参考)

- |                     |      |
|---------------------|------|
| ・住民票の除票および除票記載事項証明書 | 300円 |
| ・戸籍の附票の除票           | 300円 |

## 第23号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

### 1 改正内容

デジタル手続法改正による住民基本台帳法の一部改正の施行により、住民票の除票等が規定されたことに伴い、交付手数料を新たに定める。

また、所管する事務の実態に合わせて、規定を整備する。

#### 【新設】

- ・住民票の除票および除票記載事項証明書 300円
- ・戸籍の附票の除票 300円

※「除票」…転出（転籍）や死亡などで、その住所（戸籍）に存在しない方の過去の記録。

#### 【変更】

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料 別表内19から3に変更

### 2 改正理由

これまで、住民票の除票および戸籍の附票の除票については、住民基本台帳法に明確に規定されておらず、それぞれ、住民基本台帳法に規定される「住民票の写し」および「戸籍の附票の写し」として交付をしてきた。

デジタル手続法により、住民基本台帳法が改正され、住民票の除票および戸籍の附票の除票について、写しの交付の規定が設けられたため。

### 3 新旧対照表

裏面参照

### 4 施行期日

公布の日

品川区手数料条例新旧対照表（案）

| 新   |                           |                  |                 | 旧   |                    |           |          |
|---|---------------------------|------------------|-----------------|---|--------------------|-----------|----------|
| ○品川区手数料条例<br>平成12年3月28日<br>条例第5号                                    |                           |                  |                 | ○品川区手数料条例<br>平成12年3月28日<br>条例第5号                      |                    |           |          |
| <p><u>付 則</u><br/><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>                      |                           |                  |                 |   |                    |           |          |
| 別表（第2条関係）   |                           |                  |                 | 別表（第2条関係）   |                    |           |          |
| (2) 地域振興部関係   |                           |                  |                 | (2) 地域振興部関係   |                    |           |          |
| 事務  | 名称                        | 金額               | 徴収時期            | 事務  | 名称                 | 金額        | 徴収時期     |
| 1 水難救護法（明治32年法律第95号）第10条第2項の規定に基づく船難報告書に関する認証                       | 遭難船舶認証手数料                 | 300円             | 申請のとき。          | 1 水難救護法（明治32年法律第95号）第10条第2項の規定に基づく船難報告書に関する認証         | 遭難船舶認証手数料          | 300円      | 申請のとき。   |
| 2 地方自治法第260条の2第12項の規定に基づく同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付               | 認可地縁団体告示事項証明書交付手数料        | 1通につき300円        | 交付申請のとき。        | 2 地方自治法第260条の2第12項の規定に基づく同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付 | 認可地縁団体告示事項証明書交付手数料 | 1通につき300円 | 交付申請のとき。 |
| <u>3 品川区認可地縁団体の印鑑登録に関する規則（平成5年品川区規則第1号）第13条第2項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付</u> | <u>認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料</u> | <u>1通につき300円</u> | <u>交付申請のとき。</u> |   |                    |           |          |

| 新 |  |                |                  | 旧        |   |  |                |                  |          |
|---|--|----------------|------------------|----------|---|--|----------------|------------------|----------|
| 4 | 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項および第3項から第5項までならびに第126条の規定に基づく戸籍の謄本または抄本の交付 | 戸籍の謄本・抄本交付手数料  | 1通につき450円        | 交付申請のとき。 | 3 | 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項および第3項から第5項までならびに第126条の規定に基づく戸籍の謄本または抄本の交付 | 戸籍の謄本・抄本交付手数料  | 1通につき450円        | 交付申請のとき。 |
| 5 | 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項および第3項から第5項までならびに第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付         | 戸籍記載事項証明書交付手数料 | 証明事項1件につき350円    | 交付申請のとき。 | 4 | 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項および第3項から第5項までならびに第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付         | 戸籍記載事項証明書交付手数料 | 証明事項1件につき350円    | 交付申請のとき。 |
| 6 | 戸籍法第12条の2および第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本または抄本の交付                                    | 除籍の謄本・抄本交付手数料  | 1通につき750円        | 交付申請のとき。 | 5 | 戸籍法第12条の2および第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本または抄本の交付                                    | 除籍の謄本・抄本交付手数料  | 1通につき750円        | 交付申請のとき。 |
| 7 | 戸籍法第12条の2および第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付                              | 除籍記載事項証明書交付手数料 | 証明事項1件につき450円    | 交付申請のとき。 | 6 | 戸籍法第12条の2および第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付                              | 除籍記載事項証明書交付手数料 | 証明事項1件につき450円    | 交付申請のとき。 |
| 8 | 戸籍法第48条第1項（同法第117条に  | 届出または申請受理証     | 1通につき350円（婚姻、離婚、 | 交付申請のとき。 | 7 | 戸籍法第48条第1項（同法第117条に  | 届出または申請受理証     | 1通につき350円（婚姻、離婚、 | 交付申請のとき。 |

| 新  |  |  |                       | 旧        |         |  |                     |                       |          |
|----|--|--|-----------------------|----------|---------|--|---------------------|-----------------------|----------|
|    | 明書交付手数料  | 養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円) |                       |          | 明書交付手数料 | 養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)       |                     |                       |          |
| 9  | 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）および第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 | 届書等記載事項証明書<br>交付手数料  | 1通につき350円             | 交付申請のとき。 | 8       | 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）および第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 | 届書等記載事項証明書<br>交付手数料 | 1通につき350円             | 交付申請のとき。 |
| 10 | 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長の受理した書類の閲覧                    | 届書等閲覧手数料   | 閲覧人1人書類<br>1件につき350円  | 閲覧のとき。   | 9       | 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長の受理した書類の閲覧                    | 届書等閲覧手数料            | 閲覧人1人書類<br>1件につき350円  | 閲覧のとき。   |
| 11 | 戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁  | 戸籍の全部・個人・一部事項証   | 1通につき450円（多機能端末機による戸籍 | 交付申請のとき。 | 10      | 戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁  | 戸籍の全部・個人・一部事項証      | 1通につき450円（多機能端末機による戸籍 | 交付申請のとき。 |

| 新         |   |                       |                                | 旧                   |  |   |                                |                                |                     |
|-----------|---|-----------------------|--------------------------------|---------------------|--|---|--------------------------------|--------------------------------|---------------------|
|           | 気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付                                | 明書交付手数料               | の全部・個人事項証明書の交付にあつては、1通につき350円) |                     | 気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付 | 明書交付手数料   | の全部・個人事項証明書の交付にあつては、1通につき350円) |                                |                     |
| <b>12</b> | 戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付 | 除籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料 | 1通につき750円                      | 交付申請のとき。            | <b>11</b>                                    | 戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付 | 除籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料          | 1通につき750円                      | 交付申請のとき。            |
| <b>13</b> | 戸籍または除かれた戸籍の存しないことの証明   | 不在籍証明手数料              | 1通につき300円                      | 申請のとき。              | <b>12</b>                                    | 戸籍または除かれた戸籍の存しないことの証明   | 不在籍証明手数料                       | 1通につき300円                      | 申請のとき。              |
| <b>14</b> | 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条の規定による埋葬許可証、改葬許可証または火葬許可証を交付したことの証明             | 埋火葬許可証交付済証明手数料        | 1通につき300円                      | 申請のとき。              | <b>13</b>                                    | 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条の規定による埋葬許可証、改葬許可証または火葬許可証を交付したことの証明             | 埋火葬許可証交付済証明手数料                 | 1通につき300円                      | 申請のとき。              |
| <b>15</b> | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく  | 住民基本台帳閲覧手数料           | 閲覧人1人1通につき100円<br>（住民記録一覧表の閲覧の | 閲覧請求のとき<br>（住民記録一覧表 | <b>14</b>                                    | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく  | 住民基本台帳閲覧手数料                    | 閲覧人1人1通につき100円<br>（住民記録一覧表の閲覧の | 閲覧請求のとき<br>（住民記録一覧表 |

| 新   |                               |  |                     | 旧   |                          |  |                     |
|---|-------------------------------|--|---------------------|---|--------------------------|--|---------------------|
| 住民基本台帳の一部の写しの閲覧   |                               | 場合にあつては、閲覧人1人30分につき3,000円)                   | の閲覧の場合にあつては、閲覧のとき。) | 住民基本台帳の一部の写しの閲覧   |                          | 場合にあつては、閲覧人1人30分につき3,000円)                   | の閲覧の場合にあつては、閲覧のとき。) |
| <u>16</u> 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項および第2項ならびに第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しまたは住民票に記載した事項に関する証明書の交付 | 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書交付手数料      | 1通につき300円(多機能端末機による住民票の写しの交付にあつては、1通につき200円) | 交付申請のとき。            | <u>15</u> 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項および第2項ならびに第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しまたは住民票に記載した事項に関する証明書の交付 | 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書交付手数料 | 1通につき300円(多機能端末機による住民票の写しの交付にあつては、1通につき200円) | 交付申請のとき。            |
| <u>17</u> 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項および第4項の規定に基づく除票の写しまたは除票に記載した事項に関する証明書の交付                    | <u>除票の写しまたは除票記載事項証明書交付手数料</u> | <u>1通につき300円</u>                             | <u>交付申請のとき。</u>     |   |                          |  |                     |
| <u>18</u> 住民基本台帳法第20条第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付                                      | 戸籍の附票の写しの交付手数料                | 1通につき300円(多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円)        | 交付申請のとき。            | <u>16</u> 住民基本台帳法第20条第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付                                      | 戸籍の附票の写しの交付手数料           | 1通につき300円(多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円)        | 交付申請のとき。            |

| 新   |                          |                  |                 | 旧  |                           |                  |                 |
|---|--------------------------|------------------|-----------------|--|---------------------------|------------------|-----------------|
| <u>19 住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付</u>   | <u>戸籍の附票の除票の写しの交付手数料</u> | <u>1通につき300円</u> | <u>交付申請のとき。</u> |  |                           |                  |                 |
| <u>20 住民基本台帳に記載がないことの証明</u>   | 不在住証明手数料                 | 1通につき300円        | 申請のとき。          | 17 住民基本台帳に記載がないことの証明   | 不在住証明手数料                  | 1通につき300円        | 申請のとき。          |
| <u>21 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付</u> | 個人番号カード再交付手数料            | 1件につき800円        | 再交付申請のとき。       | 18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付 | 個人番号カード再交付手数料             | 1件につき800円        | 再交付申請のとき。       |
| <u>(削除)</u>   |                          |                  |                 | <u>19 品川区認可地縁団体の印鑑登録に関する規則（平成5年品川区規則第1号）第13条第2項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付</u>   | <u>認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料</u> | <u>1通につき300円</u> | <u>交付申請のとき。</u> |